

♣グリーン電力出資金出資者
♣グリーンコープでんき利用者 の皆様

グリーンコープでんき通信 VOL.40

2020年10月27日発行
一般社団法人グリーンコープでんき



10月15日

今年10月10日から託送料金（電線使用料）に上乘せされる原発事故にかかる「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令によって決められたことは違法であると考え、取り消しを求め、福岡地裁に提訴しました。

2016年9月8日の毎日新聞で「東京電力福島第一原発の廃炉費用や事故の賠償費用を、電力の自由化以降に事業をはじめた新電力事業者にも負担させようという主旨の報道がされました。しかも、電力自由化によって、総括原価方式が残る送配電部門の託送料金に上乘せしようという方針であることを知りました。

それを受けて、電気事業に踏み出したばかりのグリーンコープは、そうした国の施策に疑問を抱き、託送料金問題を突き詰めて検討するために「託送料金検討委員会」を結成しました。メンバーは、弁護士5人、公認会計士1人、消費者団体から3人、グリーンコープメンバー7人。託送料金検討委員会の綿密な調査と検討と、並行するように単協での検討も精力的に行われてきました。そして、4年という歳月をかけて「訴訟を行う」道を選択しました。長期に及ぶことを覚悟して裁判に臨むこととなります。

なお、この裁判は、グリーンコープ設立（1988年）以来多くの組合員が願ってきた原発のない社会実現へ向けた一つのステップになると言えます。したがって、裁判そのものは弁護士に任せるとし、バックグラウンドから訴訟を応援していこうと、「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」も立ち上がりました。皆さまの参加をお願いします。



【訴訟の概要】

原告…一般社団法人グリーンコープでんき

被告…国（経済産業省）

請求の主旨

…経済産業大臣が、2020年9月4日付で九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金変更認可決定を取り消す。

グリーンコープの 託送料金訴訟を支える会

「原発の電気は使いたくない」「原発のない社会をつくりたい」と願っている多くのみなさん、一緒にこの訴訟を支えていきましょう！

- ★会員を募集します。
- ★カタログGREEN37号(11/16～)で呼びかけチラシを配布します。
- ★皆さまの賛同をお願いします。

2020年4月から託送料金への上乗せが決まっている「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」の問題点に関して、グリーンコープは経済産業省に2018年3月から「お尋ね」や「陳情」をお届けしてきました。それを踏まえて、2019年5月23日、資源エネルギー庁への訪問が実現し、1時間という限られた時間でしたが、意見交換の場を持つことができました。ただ質問点を残したままとなっていましたので、2020年1月16日第2回目の訪問をし、さらに意見交換を深めることができました。第1回、第2回の訪問記録（経済産業省資源エネルギー庁・グリーンコープで確認済み）を要約して、シリーズでご紹介します。

《第1回目訪問記録から》

■第1回訪問：2019年5月23日（木）13時～14時15分

■対応していただいた部署：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 2名

■グリーンコープからの参加 共同体理事会から3名 託送料金検討委員会から5名

※前号は、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」はなぜ「省令」なのか、法律にしないのか、また、省令では「営業費」となっていることの違和感を問いました、なかなか分かり合えない状況でした。今号は次の質問からです。

Q お尋ねで「仮に一般送配電事業者の判断で接続供給相手からの徴収をしない場合に、その一般送配電事業者へのペナルティやその禁止命令などはあるのか」と尋ねた際、「特化した罰則はないが、一般的な監督権限と業務改善命令権がある」と言われた。要するに経済産業省としては、一般送配電事業者が「これはもう自ら負担する。接続相手に求めない」という判断は許さないということか。一般送配電事業者が接続供給の相手から負担金を徴収せず、自らの経営の中で納めるというようなことは認めない。ありていに言えば、申請をしないということだ。中国電力とか北陸電力は今、一般負担金（原子力損害賠償支援機構（以下、原賠機構）に納めている負担金）を電力料金に転嫁していない。それは電力会社の判断だ。同じように2020年からの二つの負担金もそうできないのか。勝手に中国電力に成り代わって言うわけではないが、そうした電力会社の判断は認めないという意味か。

A 省令では、「回収しなければならない」と定めている。今言われたようなケースを具体的に想定しているかという、この場で応えられることではないが、北陸電力と中国電力が一般負担金を電気代に転嫁しないというのは事実。ただ一方で一般負担金を転嫁しないという経営判断をしているのかという、これは事業者の判断なので、私も完全にわかっているわけではないが、ご覧の通り、電気料金の原価というのはものすごい膨大な量があり、変動していくもの。原子力が止まった当時は、一般負担金というよりは燃料費の高騰、火力の比率が高まったことに耐えられるかというのが方針として一番大きかったというのがある。多分その影響が大きい所は値上げをした。北陸とか中国に関して言えば、個別の原価というより全体の中で経営判断したと考える。

この原価を転嫁するか、しないか、という経営判断ではないのではと思っている。

Q 結果として負担していない。同じように今回の二つの負担金もそうしようという裁量とか自由は一般送配電事業者にあるのか、という質問だ。

A 事実はそうだが、まず経営判断の一つとしてはあるのだと思う。その時に経済産業大臣としてそれを認めるのか、認めないのかは、この場でお答えする知見というか見解を持ち合わせていない。申し上げられるのは省令の中では、回収しなければならないと定めているということだ。

Q そうだったら、今後組織の中でも検討されて、それがどうなのかということをはっきりと認めるのか、認めないのか、というのをお聞きしておきたい。今後私たちは、一般送配電事業者の電力会社の皆さんとも話をしていきたいので、よろしく。

2、賠償負担金措置の理由と目的に関して

1) 当該省令の立法理由は「福島第一原発の賠償費用の増加に対応するため」なのか「過去に回収しなかった賠償に備える費用を回収するため」なのか。

⇒立法理由は、先ほど来、あるいは前回、前々回に申し上げた通りだ。まずこの制度を議論するに当たっては、まずは過去に回収することができなかったこの賠償への備えの回収の議論というものがあつた。ただ、福島事故と何の関係もないのかと言われれば、原賠機構法に適用されている事故というのは福島しかないの、今回の措置によって回収された費用は、当然原賠機構を通じて、福島事故費用にも充てられる。結果的には、それが福島復興にも資するという観点は当然に考えている。



2)16年末から17年初に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的で説明や報道されたことと、17年2月から現在まで説明される結論に乖離がある。貴省は、当初「福島第一原発事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明した様子。その後それを否定して「原発事故の賠償の備えとして確保してしなかった分を回収するため」と変えている。変わったのか否か。

⇒報道されたことと乖離していることについて。これも二つの負担季の上乗せの根拠についてのお尋ねへの応答の際、基本的にはお答えしている。「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」(以下、小委員会)でこの必要性について議論した時に、まずはその備えの不足分というものにどう対応するかということであった。

3)2017.1.10毎日新聞記事※にあることが「事実か」を尋ねたところ、「報道にある事実は承知していない」と答えだったが、貴職(経済産業大臣)も承知していないのか。また「そうした事実はあった」ということを意味するのか。

⇒業界からの陳情があったかということだが、陳情があったとかいうそういう事実は本当に承知していない。これ以上にお答えのしようがない。

※「福島賠償、新電力も負担…」という報道。

【ここまでの応答についての質疑応答】

Q そうすると論理的には、今回は賠償負担金の額がいくらになるのかということと、福島第一原発事故における原子力損害賠償を総体としていくらにするかということの間には論理的には何の関係もないという理解でいいか？逆に言うと、たとえば経済産業省の人が関係各社に対して、賠償負担金の総額がこういうふうに決まったので、福島原発事故の損害賠償の総額はこれを超えることはできないという説明もできないという理解でいいか？

A そうだ。

Q そういう説明をしているという噂を時々聞か。

A 我々としてはそういうことは一切ない

Q 「経済産業省の方が…」という話を聞くものだから。

A 報道に関しては、この件に限らずいろいろあるかと思う。

Q 多分、別の部署で原子力損害賠償を担当している部署が経済産業省の中にあると思うが、そちらの部署からそういった話がいろいろあるようなことを聞いているが。そのようなことはないのか？

A 私どもは一切そういうことは承知していない。

Q そうすると、一旦決めたら増えるということはないということか。

A 閣議決定で上限を2.4兆円と明記しているので増えることはない。

Q 2.4兆円はあくまでも総額、それを各原子力発電事業者に割り振るといふことか。

A そうだ。

3. 【賠償負担金の実額に関して】

1)松村・竹内・除本氏や当時の西日本・毎日・朝日の各新聞報道※にある説明と経産省の瀬説明とどちらが正しいのか。

⇒これはどちらが正しいのかという説明よりは、前段で説明したように我々の今回の措置に関する主旨は先ほど来、申し上げている。

<3新聞社の見出し>

■西日本新聞…「九電利用者 重い賠償負担～原発依存度の高さ反映」

■毎日新聞…静観で国会審議逃れ～福島原発費用『託送料』に上乗せ」

■毎日新聞…「経産省 託送料金に執着～福島原発の費用負担」

<3名の主張>

●松村敏弘さん…東京大学社会科学研究所教授、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」委員／託送料への上乗せを安易な先例にはいけない、例外中の例外措置である。今後の監視が必要と主張。

●竹内純子さん…NOP法人国際環境経済研究所理事／東電をつぶしても、国は東電の代わりはできない。「福島のために」と増税して負担することが国民の理解を得られるとは思えない。日本は当面原発を使っていかなるをない。

●除本理史さん…大阪府立大学教授／賠償に必要な費用は事故を起こした東電が負担すべき。電気利用者への付け回しは本末転倒。その賠償額の各家庭での負担は小さい。ならば税金の方が望ましい。もはや原発は「安い」とはいえない。原発をやめる判断を選択すべき。

2)仮に、福島第一原発事故の賠償費用がさらに増える場合、どうやって手当てするのか。

⇒福島第一原発の賠償費用について、これも現時点で上振れすることは想定していない。我々はどうしても政策をやる立場の中で、なかなか仮定の質問というのにはお答えできない。ご理解いただきたい。繰り返すが、今の時点で上振れるということは想定していない。

3)経産省の説明が正しいとした場合、『一般送配電事業者託送供給約款料金算定規則』第26条の2(変動額認可)に「賠償負担金相当金の変動額」とあるのは何故か。その「変動額」とは何を指し、それを「引き上げようとすることを認める」とはどういうことか。

⇒約款算定規則の変動額の規程のところ、賠償負担金あるいは廃炉円滑化負担金の額の算定の方法を定めているところ。これについては賠償負担金の項で説明させていただく。これは40年間にわたって回収していくもので、5年ごとに省令を取ると規定している。したがって、5年ごとに約款の改定の申請をすることになる。その料金の仕組み上、改定するときに足元の需要の見通しというものを反映しなければならない。今、世の中全体の電力消費量がどんどん落ちている。

<応答は次号に続く>

■ グリーンコープでんき

- 9月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、GC事業所、組合員契約件数、GC商品のお取引先も含め下表のとおりです。

生協名	GC事業所 契約件数	組合員 契約件数	契約容量 (kW)
GC生協おおさか	8	59	283
GC生協ひょうご	9	31	186
GC生協とっとり	2	41	196
GC生協(島根)	1	91	392
GC生協おかやま	6	102	446
GC生協ひろしま	9	129	625
GCやまぐち生協	5	532	2,257
GC生協ふくおか	102	1,893	8,436
GC生協さが	17	108	664
GC生協(長崎)	11	171	779
GC生協くまもと	37	516	2,701
GC生協おいた	17	289	1,273
GC生協みやざき	2	135	491
GCかごしま生協	12	208	930
単協計	238	4,305	19,659
(一社)グリーンコープでんき(低圧)	50		332
(一社)グリーンコープでんき(高圧)	62		4,836
総合計	350	4,305	24,827

■ 9月の電源構成

【関西電力エリア】

- 神戸市環境局西クリーンセンター
(燃料：一般ごみ)・・・95.7%
- 家庭用太陽光発電・・・4.3%

【中国電力エリア】

- 敦賀グリーンパワー(燃料：バイオマス)
・・・99.2%
- 家庭用太陽光発電・・・0.8%

【九州電力エリア】

- 敦賀グリーンパワー(燃料：バイオマス)
・・・97.9%
- 馬洗瀬小水力発電所・・・0.5%
- 杖立温泉熱バイナリー・・・0.3%
- 家庭用太陽光発電・・・1.3%

※グリーンコープでんきは、電源となっている発電所をすべて特定しています。

※グリーンコープでんきの電源には、原発由来の電気は一切含まれていません。

■ 全エリア卒FIT買取募集中!

家庭用太陽光発電の固定価格買取期間終了後は、グリーンコープでんきに切り替えましょう!現在の契約者は135件です。グリーンコープでんきの電源(約110世帯分)として供給されています。

今ならご契約の方にもれなく

「500GREEN券」プレゼント!



■ 市民発電所

- (一社)グリーンコープでんきの各発電所の2020年度7月までの実績です。4~5月は計18回の出力制御があり推定約450万円の損失予測です。10月から再開されます。

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)
神在太陽光発電所	1,057	461,480	18,459,200
平池水上太陽光発電所	1,260	600,722	21,625,990
深年太陽光発電所	1,550	1,476,691	80,325,618
若宮物流センター	47	21,694	802,678
広島物流センター	47	17,692	654,604
やまぐち西部地域本部	54	25,771	850,443
グリーン未来ソーラー(10箇所)	244	169,228	3,553,788
合計	4,259	2,773,278	126,272,321

■ グリーン電力出資金

- 皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込んでいただいた額)は、9億5,338万円になっています。
- 出資目標額(積立目標額)は、9月26日現在11億2,003万円になっています。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
GC生協おおさか	208	233	17,290,000
GC生協ひょうご	94	114	8,056,000
GC生協とっとり	132	144	10,770,000
GC生協(島根)	237	249	11,850,000
GC生協おかやま	145	161	13,310,000
GC生協ひろしま	669	795	82,947,000
GCやまぐち生協	568	656	42,010,000
GC生協ふくおか	5,371	6,253	529,654,000
GC生協さが	319	362	44,735,000
GC生協(長崎)	565	623	55,301,000
GC生協くまもと	1,465	1,671	125,094,000
GC生協おいた	776	864	69,548,000
GC生協みやざき	287	324	28,415,000
GCかごしま生協	716	825	81,056,000
合計	11,552	13,274	1,120,036,000

- グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費に充てています。
- 2020年9月末支出総額は8億4,881万円で、残高は94,773千円になっています。市民発電所の建設は、継続して調査や検討をすすめています。

これまで出資いただいた金額	943,583,500
これまで支出した事業と金額	848,810,221
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所(建設中)、しましま小水力発電所(準備中)、霧島太陽光発電所(建設中)、熊本菊池太陽光発電所、国東第二自然電力太陽光発電所	
グリーン電力出資金の残高	94,773,279